コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

2016年　3月　11日

株式会社フィット
代表取締役社長　鈴江　崇文
問合せ先：　取締役管理本部長　尾崎　昌宏
TEL：03－5778－9436

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

１．基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、継続的な企業価値の向上や株主の皆様をはじめとするステークホルダー（利害関係者）の信頼感を高める観点から、迅速かつ適正な意思決定を図り、効率性と透明性の高い経営体制を確立することを基本姿勢としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの基本原則について、全てを実施しております。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社エフピーライフ	2,400,000	75.00
鈴江崇文	640,000	20.00
尾崎昌宏	160,000	5.00

支配株主名	鈴江崇文

親会社名	なし
親会社の上場取引所	―

補足説明

―

３．企業属性

上場予定市場区分	東京証券取引所　マザーズ
決算期	３月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

４．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引につきましては原則として行わない方針でありますが、実施する場合には、その取引が当社グループの経営の健全性を損なっていないか、その取引に合理性があるか、その取引が当社グループにとって必要な取引であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して、取引の是非を当社取締役会において決定することとしております。

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―

Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

１．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	７名
定款上の取締役の任期	２年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	４名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	１名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	１名

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川崎　和久	その他											

※１　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c.上場会社の兄弟会社の業務執行者

d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h.上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k.その他

会社との関係(２)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川崎　和久	○	―	チェーンストア理論による店舗展開と企業規模拡大の技術を持つコンサルタントとしての活動実績があり、その経験と見識を当社の経営に活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し選任しております。 また東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立役員に指定しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	４名
監査役の人数	３名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

良質な企業統治体制の確立に向けて、いわゆる三様監査（監査役監査、内部監査、会計監査）、それぞれの監査の実効性を高め、かつ全体としての監査の質的向上を図るため、それぞれが独立した関係でありつつ、相互に連携を図っております。 監査役と会計監査人は、必要に応じ会合を持ち、会計監査の結果や業務監査の結果の情報を交換し、双方向からの積極的な連携により、監査の品質向上と効率化に努めております。 監査役と経営企画室（内部監査部門）は、必要に応じ会合を持ち、相互補完体制として年度活動方針の事前調整、合同監査など、効果的な監査の実施に努めております。 経営企画室（内部監査部門）と会計監査人は、必要に応じ会合をもち、主として財務報告に係る内部統制の評価に関する監査計画と結果について、ミーティングを実施する予定であります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	３名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	３名

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石井　達久	その他													
二瓶　直和	公認会計士													
川人　洋一	税理士													

※１　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d.上場会社の親会社の監査役

e.上場会社の兄弟会社の業務執行者

f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j.上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石井　達久	○	―	住宅不動産業界でのコンサルティング経験等を有しており、その経験と見識から当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断し選任したものであります。 また東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立役員に指定しております。
二瓶　直和	○	―	公認会計士としての豊富な経験と高い見識から当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断し選任したものであります。 また東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立役員に指定しております。
川人　洋一	○	―	税理士としての豊富な経験と高い見識から当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断し選任したものであります。 また東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	４名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の	ストックオプション制度の導入

実施状況	

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役に対して業績向上に対する意欲や士気を喚起し、その経営努力による企業価値の増大と経営意識を高めるためのインセンティブを付与しております。各対象者への割当個数は、職責や貢献度等を考慮し、取締役会において決定しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役,社外取締役,従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、従業員に対して、業績向上へのインセンティブを高めるとともに、優秀な人材を確保することを目的として、ストックオプションを付与しております。各対象者への割当個数は、職責や貢献度等を考慮し、取締役会において決定しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が１億円以上の役員が存在しないため、個別報酬の開示はいたしておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ております。各取締役の額については、取締役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催に際しては、社外取締役及び社外監査役に対し、管理本部から取締役会に上程される議案及び報告事項について事前に資料を配布し、必要に応じて適宜説明等を行うなどして十分にサポートしております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（1）取締役会

取締役会は４名（うち社外取締役１名）で構成されており、原則として月１回定例で取締役会を開催し、取締役４名の審議により審議事項を各取締役から説明し決議する体制をとっております。また、緊急の取締役会決議を要する重要事項については、臨時取締役会を招集し、個別審議により決議することとしております。

（2）監査役会

当社は会社法関連法令に基づく監査役会設置会社であります。監査役会は、監査役３名（うち社外監査役３名）で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。監査役は、取締役会への出席のうえ、取締役の業務執行の把握に随時努めており、適宜質問を行うことにより、取締役の職務の執行を監査しております。社外監査役は、公認会計士、税理士等であり、それぞれ職業専門家の観点より経営監視を実施していただくこととしております。監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・執行役員・従業員・会計監査人からの報告収受など法律上の権利行使の他、常勤監査役は、重要な会議体への出席や店舗への往査など実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

なお、監査役会の開催状況は、原則として月１回となっております。

また、経営企画室（内部監査部門）及び会計監査人とも随時情報交換を行い、監査の実効性を高めるよう連携に努めております。

（3）経営会議

経営会議は、原則として月１回開催し、法令及び定款において取締役会の専決事項されていることや取締役会規程で決議事項と定められている事項を除き、当社の経営に関する重要事項についての決議を行う会議体となっております。

また、取締役会の諮問機関として、業務報告等および会社経営全般にわたる重要な執行方針を協議する機関でもあります。

経営会議を構成するのは取締役４名及び執行役員２名となっております。

（4）内部監査

当社の代表取締役直轄で設置しております経営企画室（人員１名）では、年間監査計画に基づき、当社の業務全般の監査を実施することで、コンプライアンス、リスクマネジメント、業務プロセスの適正性・効率性の面から業務運営の健全性を監査しております。不適切事項に対しては、業務改善を勧告するとともに改善報告書を求め、社長に報告しております。また、経営企画室は監査役及び会計監査人と随時情報交換をしており、相互に連携することで監査の実効性を高めるよう取り組んでおります。

（5）会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。なお、平成 27 年３月期において業務を執行した公認会計士は、井上隆司氏、勢志元氏の２名であり、当該会計監査業務に係る補助者は６名（公認会計士２名、会計士試験合格者３名、その他１名）であります。

上記の他に顧問契約を締結している顧問弁護士よりコーポレート・ガバナンス体制に関して助言を適宜受けております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会に対する監視機能を発揮するため、独立社外取締役１名を選任するとともに、社外監査役３名を選任しており、それぞれが高い専門性を有し、その専門的見地から的確な経営監視を実施することで、経営に対する監視・監督機能の強化を行っております。

Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の議決権行使における議案検討時間を十分に確保するため、招集通知の早期発送を計画しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、多くの株主に出席いただくために、株主総会の集中日を避けた日程を設定する予定であります。
電磁的方法による議決権の行使	現時点では上場後の株主構成に関する見通しかが明らかでないため実施しておりません。今後の株主構成における機関投資家や海外投資家の比率を踏まえて検討する方針であります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現時点では上場後の株主構成に関する見通しかが明らかでないため実施しておりません。今後の株主構成における機関投資家や海外投資家の比率を踏まえて検討する方針であります。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では上場後の株主構成に関する見通しかが明らかでないため実施しておりません。今後の株主構成における機関投資家や海外投資家の比率を踏まえて検討する方針であります。
その他	―
実施していない	―

２．IR に関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスククロージャーポリシーの作成及びホームページでの公表を予定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	ウェブサイトにて適時開示情報他、株主や投資家の皆様にとって有効な情報を開示する予定でおります。また、必要に応じて説明会等の開催を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	ウェブサイトにて適時開示情報他、株主や投資家の皆様にとって有効な情報を開示する予定でおります。また、株主や投資家に対する決算説明会を原則として年２回の開催を予定しております。さらに必要に応じてその他の施策について検討いたします。	あり

海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の海外株主構成比率をふまえ、開催を検討してまいります。	なし
IR 資料をホームページ掲載	ウェブサイトにて適時開示情報他、株主や投資家の皆様にとって有効な情報を開示する予定でおります。	
IR に関する部署(担当者)の設置	経営企画室	
その他	―	
実施していない	―	

３．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は IR 基本方針として「株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に、当社の経営方針、事業活動、財務情報等に関する情報をわかりやすく公平かつ適時・適切に提供すること」を実践してまいります。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後検討してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	（1）IR 基本方針 当社は、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に、当社の経営方針、事業活動、財務情報等に関する情報をわかりやすく適時・適切に提供することを基本方針として IR 活動を実践いたします。 （2）情報開示方針 当社は、金融商品取引法並びに東京証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」（以下、「適時開示規則」という。）に基づいた情報開示を行ってまいります。 また、適時開示規則に該当しない情報についても、投資家の皆様にとって有用であると判断されるものについて、積極的に開示し、経営の透明性を高めてまいります。 （3）情報開示方法 当社は、適時開示規則に該当する情報の開示を、TDnet にて開示するとともに当社ホームページに速やかに掲載いたします。 （4）将来の予測に関する事項について 当社が開示する情報の中には、将来の予測に関する事項が含まれている場合があります。このような将来情報に関しては、その予測の前提条件や不確定要素などを十分説明し、市場に誤解を与えることがないように努めてまいります。

	（5）IR 活動沈黙期間 決算期に開示する決算情報の漏洩防止を徹底するため、四半期並びに決算期末日の翌日から決算発表日までを IR 沈黙期間とし、この期間については、決算に関するコメントや質問への回答を控える予定であります。
その他	―
実施していない	―

Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は下記の通り平成 26 年 9 月 30 日開催の取締役会にて内部統制システムの構築の基本方針を決定し決議しております。このもとで取締役会その他主要会議により職務の執行が効率的に行われ、法令及び定款に適合することを確保するための体制作りに努めております。

１．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（1）職務の執行に係る文書その他の情報は、法令及び文書管理規程、その他の社内規程に基づき保存・管理をする。なお、保存・管理体制は必要に応じて見直し等を行う。

（2）取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとする。

２．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）損失の危険（以下、「リスク」という。）の予防及び発生したリスクへの対処につきリスク管理規程及びその他社内規程を制定・運用するとともに従業員等への教育を行う。

（2）リスク管理委員会を設置し、事業活動における各種リスクに対応する管理体制を構築する。

（3）危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

３．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1）取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。

（2）稟議規程に基づき業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が働くようにする。

（3）取締役会及び経営会議を月 1 回定期的に開催し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。

４．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）コンプライアンス規程を制定・運用するとともに、リスク管理委員会によるコンプライアンス体制の維持・向上を図る。

（2）内部監査を実施し、職務執行が法令及び定款に適合していることを確認する。

（3）コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。

（4）反社会的勢力との関係を一切遮断する。これを達成するため、反社会的勢力への対応を所管する部署を管理本部と定め、その対応に係る反社会的勢力対策に関する規程等の整備を行うとともに、有事には警察等の外部専門機関と連携し毅然と対応できる体制を整える。

５．当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（1）関係会社担当部署を設置し、関係会社管理規程に基づき関係会社管理を行う。

（2）取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、経営企画室はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。

（3）内部監査担当部門は当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。

（4）当社で定めるコンプライアンス規程を当社グループにも周知徹底させ、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を目指す。

６．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

（1）監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、その職務の執行を補助する人員を配置する。

７．監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

（1）監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとする。

（2）当該人員の人事異動、評価等については、監査役会の意見を尊重する。

８．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

（1）各監査役は、原則として取締役会に出席し、常勤監査役は経営会議等重要な会議体にも出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。

（2）取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不当行為等が生じたときは、直ちに書面もしくは口頭にて監査役に報告する。

（3）監査役はいつでも、経営会議等各種会議の議事録及び議事資料を自由に閲覧することができるとともに、取締役及び使用人に報告を求めることができる。

９．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）監査役会は法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。

（2）監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

（3）監査役は、内部監査担当者、会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を深め、実効的監査が行えるようにする。

（4）監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

１．反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方

当社は、健全な会社経営のため、いかなる場合においても、反社会的勢力と営業取引及び営業外取引を一切行わず、同勢力に金銭その他経済的利益を提供しないことを基本方針としております。

２．反社会的勢力の排除に向けた整備状況

（a）社内規程の整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力対策に関する規程」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

(b) 対応統括部署及び不当要求防止責任者

当社は、反社会的勢力への対応統括部署を管理本部と定めるとともに、不当要求防止責任者を選任しております。また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制を整備しております。

(c) 反社会的勢力排除の対応方法

(1) 新規取引先・株主・役職員について

原則として、民間の調査機関及び web 検索を利用して反社会的勢力との関係の有無を調査します。

取引の開始時には、各種契約書には「反社会的勢力との関係がないこと」の保証や「関係をもった場合」の暴力団排除条項を明記することとしております。

(2) 既取引先等について

通常必要と思われる注意を払うとともに、継続取引先を対象として、毎年６月に調査・確認を実施しております。

(3) 既取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合

速やかに取引関係等を解消する体制をとっております。

(d) 外部の専門機関との連携状況

当社は、「公益財団法人徳島県暴力追放県民センター」へ加盟し、日常の情報収集や緊急時対応のため、警察、弁護士等外部専門機関との連携体制を構築しております。

(e) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、対応統括部署に反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集・管理を一元化しております。

(f) 研修活動の実施状況

当社は、定期的に役員及び全社員に対してコンプライアンス研修を実施し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を図っております。

Ⅴ．その他

１．買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし

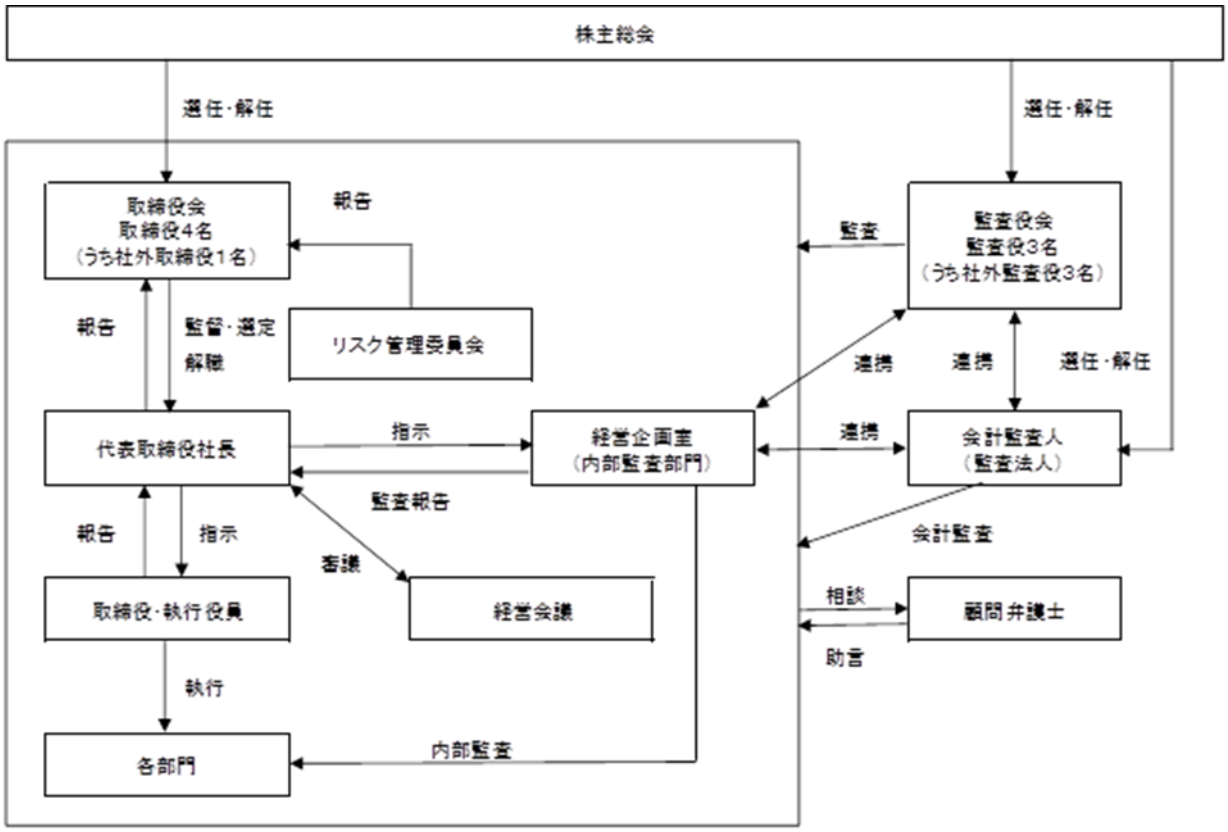
該当項目に関する補足説明

当社は、現在のところ買収防衛策の導入の予定はありません。

２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレートガバナンス体制および適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

